第五号様式中「氏　名　　印」を「氏　名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

第六号様式中「合併する法人の名称及び代表者の氏名　　印」を「合併する法人の名称及び代表者の氏名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

第七号様式中「分割する法人の名称及び代表者の氏名　　印」を「分割する法人の名称及び代表者の氏名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

第八号様式中「氏　名　　印」を「氏　名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

第九号様式中「氏　名　　印」を「氏　名　　」に改め、（備考）2を削り、（備考）1を（備考）とする。

第十号様式中「氏　名　　印」を「氏　名　　」に改める。

第十五号様式中「氏　名　　印」を「氏　名　　」に改め、（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省・環境省令第三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五条第一項の規定に基づき、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令の一部を改正する省令

浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和六十年厚生省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。